

日本教育法学会役員選出に関する細則の特例に関する細則

2020.12.7 理事会決定

第1条（目的） 本細則は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本教育法学会役員選出に関する細則（以下、「役員選出細則」という。）の規定に従って役員等を選出する手続を行うことが困難であるため、理事の選挙方法およびその他の役員選出手続の特例を定めることを目的とする。

第2条（理事の選挙方法） ①役員選出細則第4条第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、総会における投票に代えて、すべて郵送による不在者投票の方法によるものとする。
②役員選出細則第4条第2項の規定にかかわらず、選挙管理委員会は、理事選挙の告示と同時に、会員に対して投票用紙、有権者名簿、選挙説明書その他必要な資料を送付するものとする。
③役員選出細則第4条第4項の規定にかかわらず、郵送による投票の期間は、理事選挙の告示の日から3週間以上設けるものとし、選挙管理委員会が定める。
④役員選出細則第4条第6項の規定にかかわらず、不在者投票を行うための郵送費は、すべて当該会員の自己負担とする。

第3条（理事会等の招集） ①役員選出細則第7条第2項の規定にかかわらず、会長は、選挙された理事の会における他の理事の候補者の選考後すみやかに、選挙された理事および総会に推薦される他の理事の候補者によって構成される仮理事会を招集し、そこにおいて会長および事務局長の候補者を選考するものとする。
②役員選出細則第7条第3項の規定にかかわらず、前項の規定により選考された会長候補者は、遅滞なく、監事および事務局担当理事の候補者を選考するための仮理事会を招集するものとする。

第4条（事務局担当理事候補者の選考方法） 役員選出細則第8条第2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により選考された事務局長候補者は、会長候補者と協議のうえ事務局担当理事の候補者を前条第2項の仮理事会に提案するものとする。

第5条（適用） 本細則は、2021年度に実施する新たな役員等の選出について適用する。

附 則（2020・12・7）

この細則は、制定の日から施行する。